特別記事

高島忠義君学位請求論文審査報告

内容の要旨

ロメ協定（Lome Convention）とは、欧州経済共同体（ＥＥＣ、以下、単に共同体として参照）が主にその構成国の旧海外領土から構成される国家グループとの間で締結した開発協力協定である。後者は、アジア、アフリカ及びカリブ海諸国から構成され、一般にＡＣＰ諸国と呼称されている。ロメ協定の起源は、共同体設立条約（いわゆるローマ条約）の第四部「海外の国及び領土の連合」に遡る。それは、共同体への参加に伴って自国海外領土との法律的、政治的及び経済的な紐帯が切断されることを懸念したフランスの提案を受け入れたものであった。その本質は、構成国の海外領土を法律的及び経済的に共同体と結合することに在り、財政援助と相互的特恵制度を柱としていた。しかし、この様な一部の構成国特にフランスの海外領土と共同体との「連合」制度に対しては、共同体内部からだけではなく、その外部からも「植民地主義」という強い批判が出されることになった。

第四部連合は、一九六三年からいわゆるヤウンデ協定に基づく連合（ヤウンデ連合）に移行した。それは、共同体が一九六〇年以降に独立した連合アフリカ・マダガスカル諸国（ＡＡＭＳ）との間で締結した協定で、一九六九年に更新されて第二次ヤウンデ協定となった。その後、ヤウンデ協定は、一九七五年にロメ協定に取って代わられる。ロメ協定には、従来のＡＡＭＳ以外に、イギリスの共同体加盟に伴って一部のコモンウェルスも参加しており、一九七九年（第二次ロメ協定）、一九八四年（第三次ロメ協定）及び一九八九年（第四次ロメ協定）に更新されて現在に至っている。

構成国の植民地遺産を継受した当初の連合制度は、その後、ヤウンデ協定及びロメ協定を経る間に、かかる植民地主義的契機を超克して、パートナーシップに基づいた真の開発協力制度と呼べるまでに発展したのであろうか。本学位請求論文は、かかる問題を、「開発の国際法」（国際社会法）の基本原則特に主権の原則、平等の原則及び連帯の原則の視点から考察したものである。

第1部は、連合の成立からヤウンデ連合までの発展の経緯を明らかにしている。ローマ条約の第四部は、共同体から海外領土に一方的に課せられた連合制度であった。しかし、多くの海外領土が独立して主権国家となった結果、かかる一方的連合制度は最早維持できなくなり、一九六三年以降の連合は共同体とＡＡＭＳとの条約（ヤウンデ協定）に基礎を置いたいわゆる「交

涉を通じた連合」へと変更された。そこには、国家主権の尊重という意味で重大な発展が看取される。

しかし、ヤウンデ協定の交渉過程において露呈したＡＡＭＳの圧倒的劣位は、かかる主権の尊重が極めて形式的にとどまっていたことを示していた。また、「補整的不平等の原則」すなわち共同体構成国よりもＡＡＭＳに「より有利な特別待遇」を与えるというスキームも実現されていなかった。ヤウンデ協定の下でも、形式的平等に基づいて、共同体がＡＡＭＳに通商特恵を供与する見返りに、後者にも同一の特恵を要求する（いわゆる「逆特恵」）相互的特恵制度がそのまま維持されていたからである。また、連帯の原則特に南南連帯（発展途上国相互間の連帯）については、第二次ヤウンデ協定の有効期間中、ＡＡＭＳと非連合発展途上国との連帯を阻害しないように、両者間での自由貿易地域の容認、後者に対する共同体の関税の一部引下げなどの措置が採られたものの、その差別緩和効果は非常に限定されていた。このように、ヤウンデ連合には、第四部連合と比較して一定の発展が存在するものの、かなりの点で、植民地制度の残滓が見い出される。

第2部は、ロメ協定制度すなわち第一次ロメ協定から第三次ロメ協定までの変遷について逐一考察を加えたものである。一九七三年のイギリスの共同体加盟と第一次石油ショックは、第一次ロメ協定にかなりの「革新性」をもたらした。その第一は、植民地主義的響きのあった「連合」の語が協定の名称から姿を消したこと、相互的特恵制度すなわち逆特恵が放棄されて「非相互的特恵制度」に変更されたことなどに象徴されるように、先行協定の前近代的要素の相当部分が払拭された点に在る。特に後者は、開発の国際法の基本原則である「補整的不平等の原則」を実現したものとして高く評価されよう。第二は、開発協力手段が著しく多様化されて、輸出所得安定化制度、工業協力制度さらに準インデクセーションを採用した砂糖制度などの新しい開発協力手段が導入されたことである。

このように大幅な変革がＡＣＰ諸国に大きな満足感を与えたことは、言うまでもないであろう。しかし、第二次ロメ協定と第三次ロメ協定は、それとは対照的にＡＣＰ諸国に「深い失望感」をもたらした。その原因は、一方で、共同体がその拡大問題と史上最高の失業率を抱えて、いわゆる「内向き」の状態にあったことである。また、共同体は、石油ショックの後遺症から次第に立ち直り、南北問題に対する従来の受動的姿勢を再検討し始めていた。他方、ＡＣＰ諸国の側では、資源保有国としての力が次第に衰退すると同時に、所属国数の急増に伴ってグループの意思統一がますます困難になったことから、共同体に対する交渉力を一層脆弱化させて行った。

かくして、ＡＣＰ諸国は、第二次ロメ協定と第三次ロメ協定において、わずかの改善と引き替えに、政策対話（共同体が、援助をする際に、その受益国の開発政策について当該国政府と対話を行なう）の義務、人権の保障並びに投資の保護を協定中

に明記すべきであるという共同体の要求を受け入れざるを得なかった。

第二次ロメ協定と第三次ロメ協定を「開発の国際法」の視点から検討すると、以下のようになるであろう。先ず、非対称的当事者間での政策対話、人権保障並びに投資保護は、今後の運用次第では、政治的経済的劣位にあるＡＣＰ諸国の主権を侵害する危険性を内包している。次に、平等原則については、援助の定式化過程へのＡＣＰ諸国の参加は漸次拡大されているとは言うものの、決して平等に参加できるようになった訳ではない。特に、援助の「決定」は、共同体の専権事項として残されたままである。最後は、ロメ協定が南南連帯に悪影響を及ぼしているかどうかという問題である。共同体は、確かにロメ協定のもつ差別性を緩和するための一連の措置（原産地規則の柔軟化、ＡＣＰ諸国と非ＡＣＰ発展途上国の参加する地域的開発プロジェクトに対する援助、共同体による世界的開発協力政策の推進、後発発展途上国に対する輸出所得安定化制度の拡大適用）を講じており、その点は評価されてしかるべきであろう。しかし、それらの現実の効果は極めて限られたものであった。

以上から、第一次ロメ協定が「開発の国際法のコンテキストにおいて、最も進んだ協力形態」と高く評価されたのと対照的に、それ以降のロメ協定については、かつて大半のＡＣＰ諸国を植民地として支配していた共同体構成国によるパターナリズム復活の兆候さえ、見い出されるように思われる。

論文審査の要旨

高島忠義君が提出した学位請求論文『ロメ協定と開発の国際法』（平成三年、成文堂刊、全三八七頁）の構成は次の通りである。

序　論

第一部　連合制度の成立と発展

第一章　ＥＥＣ連合制度の成立

第一節　連合制度の意義

第二節　第四部連合の成立過程

第三節　第四部連合の内容

第四節　「海外の国及び領土」の独立　条約承継問題

第二章　ＥＥＣ連合制度の発展

第一節　一方的連合から任意的連合へ

第二節　世界主義への適応

第三節　連合の開放に向けて

小　括　ヤウンデ連合と開発の国際法　連合は真の協力関係か

第二部　ロメ制度の誕生と変容

第一章　イギリスのＥＣ加盟と連合制度

第一節　コモンウェルスの処遇問題

第二節　連合制度の拡充と動揺

第二章　第一次ロメ協定
第一節　交渉
第二節　相互的特恵から非相互的特恵へ
第三節　特恵から輸出所得安定化制度へ
第四節　価格インデクセーションに向けて
第三章　第二次ロメ協定
第一節　更新のための交渉
第二節　新協定の内容
第四章　第三次ロメ協定
第一節　ピザニ・メモランダム
第二節　更新のための交渉
第三節　新協定の内容
小　括　ロメ協定と開発の国際法
結　論
附属資料

本論文は、欧州経済共同体（EEC）設立条約（ローマ条約）の発効以来、EECの開発政策とりわけその構成国と発展途上諸国との間の、いわゆるロメ協力体制を扱っている。この協力形態の発端は、フランスの要求によって導入された同条約第四部（海外の国及び領域の連合）の制度で、EECがその構成国の海外領土等を「連合」の形で取り込み、これらの国及び領域の経済的及び社会的発展を促進することを目標としていた。この連合の形態は、一九六〇年代にアフリカの旧植民地が独立を達成したことを契機として、第一次・第二次ヤウンデ協定へと変貌した。一九七五年にトーゴ共和国の首都ロメにおいてEECとACP（アフリカ・カリブ・太平洋）諸国は、第二次ヤウンデ協定の内容を刷新した革新的な「第一次ロメ協定」を締結した。ロメ協定は、その後の様々な事情を反映して、三度（一九七九・一九八四・一九八九年）の修正を加えられた。EECの連合制度は、それを取り巻く国際環境の変化とともに変容を遂げており、その結果、ロメ制度は、南北関係における世界で最も進んだ発展協力制度であるとの高い評価が与えられている。本論文は、このようなEECと発展途上諸国との協力関係の生成・発展の過程を克明に分析しているが、一九八九年一二月に署名された第四次ロメ協定については、その検討を別の機会に譲っている。

ところで、著者は、上記の分析を行うに当たり、我が国では必ずしも未だ一般的理解を得ていない「開発の国際法」の視座から、EECの連合制度を評価しようとしている。「開発の国際法」は、若干のフランスの国際法学者によって提唱されたものである。その法概念は、新興独立国が真の独立を達成するためには、政治的独立だけでは不十分で、経済的社会的にも自立する必要があるとの認識を前提に、伝統的国際法の中で発展が不平等をもたらす国際法の諸規則を徹底的に点検して、維持すべきものと適応又は修正の必要なものを選別し、適切な改善策

を提示することである。著者は、「序論」の中でM・ビラリの開発の国際法についての立場を紹介しつつ、「国連貿易開発会議の創設と通商に関する革新的決議の採択に見られるような世界的レベルでの急激な変革の動きに着目する一方で、伝統的国際法を全面的に否定するというのではなく、それを科学的、客観的に総点検して伝統的国際法を南北問題に適応させるという改良主義的性格のものであった」と評している。本論文において、著者が、第四部連合の実施協定から始めて二次にわたるヤウンデ協定と三次のロメ協定までを、それぞれ「開発の国際法」の視座から検討しようとしたのは、先進国と発展途上国間の新しい協力体制作りにおいて、欧州経済共同体（ＥＥＣ）の樹立している「連合」の形式が「大きな可能性を持った一つの方法」であるというビラリの示唆に負うところが大きい。

第一部では、ＥＥＣ設立条約第四部と同条約附属の実施協定に依拠した「第四部連合」（一九五八～六三年）の成立経緯とその内容を分析し、次いで、このような第四部連合が「海外の国及び領土」（ＯＣＴ）の独立等の諸事情の中でヤウンデ連合（一九六三年から第一次ヤウンデ協定、一九六九年から第二次ヤウンデ協定）に変容し発展して行く過程が描かれ、最後に、ヤウンデ連合が「開発の国際法」の基本的諸原則に適合しているかどうかを検討している。

ヤウンデ連合への発展過程を辿ると、構成国と「特別な関係」を有する「海外の国及び領土」（ＯＣＴ）とＥＥＣとの連合を定めたローマ条約第四部は、フランスの強硬な姿勢の結果として導入された規定である。第四部連合は、フランスがその海外領土を経済的に他のＥＥＣ構成国にも開放する見返りに、ＥＥＣがこれらの地域に通商特恵と財政技術援助を与えるという妥協を反映している。著者によれば、この連合により、従来の本国と海外領土との二辺的経済関係は、相互主義（相互的特恵供与）と無差別（平等待遇の保証）の原則に基づいて、ＥＥＣの全構成国とすべてのＯＣＴ間の多辺的関係に置換されることになった。しかし、その後多くのＯＣＴが独立を達成した結果、独立したアフリカ・マダガスカル諸国（ＡＡＭＳ）とＥＥＣとの連合が第一次ヤウンデ協定というＥＥＣとＡＡＭＳ間の合意に基礎を置く「交渉を通じた連合」へと変貌した。ヤウンデ連合は、アフリカ・コモンウェルスにも開放され、ＥＥＣとコモンウェルスとの間で、通商協力を柱とした限定的な連合協定（一九六六年のラゴス協定と一九六九年のアルーシャ協定）が締結された。更に、一九六四年以降は、世界主義を標榜したアメリカと国連貿易開発会議の双方から連合特恵の地域性、差別性並びに相互主義に対して強い非難が出されたので、ＥＥＣは、共通対外関税（ＣＥＴ）の引き下げ、南南協力の促進並びに一般特恵制度（ＧＳＰ）の採用可能性を示唆するなど、連合制度を世界秩序へ部分的に適応させる措置を講ずることになった。しかし、これらの努力について、著者は、ＥＥＣの一貫した開発政策の理念と展望に基づいて行われたというよりも、むしろ主に外的

要因に連動して発生した連合発足以来の構成国間の対立を収拾する過程で、いわばプラグマチックに行われたものであると評している。

次に、ヤウンデ連合がどの程度「開発の国際法」の基本原則に適合しているかを考察している。「開発の国際法」の概念はフランスにおいて著しい発展を遂げ、世界的レベルでも、「新国際経済秩序の法」という形で取り上げられるようになった。開発の国際法は、現在の発展の不平等を是正することにより世界的公平を実現するという「目的志向の法」であり、経済自由主義から生ずる発展の不平等を是正するために国際経済に一定程度介入しようとする「干渉的法」といった特徴をもつ。現在、開発の国際法は、なお漸進主義的、中間的性質のために進展と退潮のさなかにある。著者によれば、今後の「開発の国際法」の発展に大きな推進力を与えると予想されるものは、人権としての「発展の権利」であり、この新しい権利の概念が、理論的、実践的発展を遂げて、具体的で確実な内容を持つ実定法上の概念に昇華する時、南北対話の活性化だけにとどまらず、伝統的国際法の基礎を成してきた国家間的性質を根本的に覆す可能性さえ持っている、という。そして、開発の国際法の視座から見たヤウンデ連合は、その植民地主義的契機を完全に超克するには至っていない一方で、パートナーシップに基づいた真の協力関係の萌芽を含む過渡的発展形態である、と評している。

一九七三年夏から、第二次ヤウンデ協定とアルーシャ協定を更新するための交渉が行われ、一九七五年二月に一つに統合された新協定がトーゴの首都ロメで署名された。本論文の第二部においては、第一次ロメ協定の誕生と第二次、第三次ロメ協定へと至るその後の変容について考察し、ロメ制度について「開発の国際法」の視座からの評価を加えている。

まず、第一次ロメ協定の交渉において、EECのパートナーが有利な立場に立った背景として、一九七三年一月一日のイギリスのEC加盟と交渉開始直後発生したエネルギー危機という二つの事情が挙げられる。即ち、イギリスはECとの加盟交渉を通じて、コモンウェルスの一部と従属領をEECに連合させることに成功し、「連合可能」コモンウェルスはAAMSと共にACPグループを結成することになった。かかる数的増大は当然EECに対する交渉力の強化をもたらしたが、同時に、EECの連合制度を「集団的植民地主義」あるいは「植民地時代の遺制」と批判してきたコモンウェルスが新協定のための交渉に参加したことは、ヤウンデ連合の近代化に貢献することになった。また、第一次石油ショックは、先進国に対して第三世界との「相互依存」を認識させ、第三世界に対しては、既存の国際経済秩序を変革しうる力をもつという自信を植え付けた。その結果、採択された第一次ロメ協定は、内容的には、第二次ヤウンデ協定の単なる更新の域を出た「全く新しい協定」とも言えるものであり、その革新性は、第一に、締約国数の飛躍的増大、第二に、コモンウェルスの参加によるヤウンデ連合の前近

代的要素の相当程度の払拭、第三に、発展協力手段の著しい多様化（第二部第二章各節参照）に見出されると分析している。これとは対照的に、一九七九年一〇月三一日に署名された第二次ロメ協定の交渉において、EECとACPグループの立場は逆転し、EECは、その優越的立場を利用して、「人権」と「投資保護条項」の二つを新協定に挿入することを要求した。しかし、これらの要求は国家主権に係わる問題を含んでいたために、ACPグループの強い反発を招き、第二次ロメ協定はACPグループに対して「深い失望感」を与えることになった。一九八二年に、EECの新たな開発政策を提案した、いわゆるピザニ・メモランダムは、過去二〇年に及ぶEECの援助が見るべき成果を上げられなかった原因の一端を発展途上国自身の政策に求め、援助を受け取る発展途上国に対して、その発展政策の有効性とEECの開発政策との関連性についてEECとの対話を義務づける「政策対話」の概念を導入した。次第に団結力を脆弱化させていたACPグループはEECのこのような要求を受入れざるを得ず、その結果、第三次ロメ協定においては、この政策対話と人権保護に関するEECの要求が大筋で実現されている。著者によれば、このことは、非対称的関係にある先進国と発展途上国との協力関係に内在する危険性がACPグループの交渉力の減退によって顕在化したことを意味しており、かつてACP諸国の大半を植民地として統治していたEEC（構成国）が、ロメ制度の中で再びパターナリズムの兆候を見せ始めているように感じられる、と述べている。

続いて、著者は、ロメ制度を開発の国際法の諸原則を判断基準として検討する。第一に、ロメ制度が開発の国際法における主権の原則に立脚しているかどうか。EEC側から提案された「政策対話」の概念がACPグループの強い反発を招いたのは、非対称的関係にある当事者間でのかかる対話は、劣位にあるACP諸国の主権、とりわけ経済的、社会的及び文化的体制の自由選択権を侵害する危険性を内包していたからであるとして、著者は、EECとACP諸国との間の著しい非対称性に鑑みる時、このようなACP諸国の概念を根拠のないものとして等閑に付すことは適当でない、と判断している。第二に、ロメ制度が開発の国際法の平等原則に基づいているかどうか。この点について、著者は、一般に第一次ロメ協定は、ヤウンデ連合時代の相互的特恵制度を放棄して、非相互主義の原則を導入したという点で高く評価されていることを認めながらも、ロメ協定の非相互的特恵制度は、強制的相互主義を否定しているものの、いわば任意的相互主義を認めている点で不十分なものであるとしている。第三に、ロメ制度が連帯の原則に適合しているかどうか。既述のように、ロメ制度が開発の国際法の主権原則と平等原則に完全に適合しているわけではないことから、著者は、ロメ協定が南北連帯の「モデル」と呼び得るためには、なお多くの問題を残しているという。ロメ協定は、条文上では「ACP諸国に類似した経済構造と生産物」を持つ国にも加入の道を

開いているが、ＡＣＰ諸国以外の発展途上国が当該協定に加入する可能性は少ないと見た方がよく、ロメ制度は実際には構成国と「特別な関係」を有する発展途上国のみを対象とした閉鎖的性格のものにとどまる可能性をもつと判断している。そして、ＥＥＣはロメ制度の差別性緩和を目的とした一連の措置を講じているが、それらの措置がかなり限定的なものであるために、南南連帯を阻害し、第三次ロメ協定が「開発の国際法」の基本原則に抵触する多くの措置を内包している、と判断している。著者は、ロメ制度が真に南北協力のモデルと呼ばれるためには、何よりもＡＣＰグループが集団的自立を強化することによって、ＥＥＣに対する交渉力を蘇生させる必要がある、と結んでいる。

本論文において、著者は、膨大な資料と文献を用いて、ロメ制度の成立と変容を丹念に究明している。しかも、「開発の国際法」という、南北問題に対する伝統的国際法の積極的適応を試みようとする新しい分野の中でそれを評価しようとする手法を採っている。即ち、一方で、ＥＥＣという国際社会の組織化の観点から注目すべき地域的共同体の南北問題への取り組み方を追求しつつ、他方で、それらを南北問題に関する現代国際法の新分野としての「開発の国際法」との関連において展望しようとしている。この二つの座標軸上に展開される国際法の発展には未だ未知の部分が多い。特に、現在の南北対話の停滞が「開発の国際法」の衰退に直結するかどうかについて、南北対話の停滞は、旧秩序を駆逐して新国際秩序を樹立せんとする第三世界の急進的立場の修正をもたらす可能性があるから、逆に、現状が開発の国際法の発展に寄与するのではないかという著者の考えは、これから多大の試練を受けることになろう。開発の国際法には、国際法のなかに国内法にいう社会権・社会法の概念を導入することの可能性、「規範の二元性（あるいは多元性）」の問題、更には「開発の国際法」の形成におけるソフト・ローの法的性質の問題など、なお検討の余地を残す課題は多い。本論文が、我が国の国際法学界において最近漸く強い関心を惹くようになったこれらの問題の重要性を喚起した点において、著者の先導的役割は高く評価されてよい。

このような問題点はあるにせよ、本論文が、ＥＥＣの内外を問わず、現在の国際社会の中でもっとも進んだ開発政策であるロメ制度について、開発の国際法の見地から実証的かつ体系的に考察を加えたものとして、学界に対して多大の貢献をなしたと評価することができ、このことは平成四年度安達峰一郎記念賞を受けたことによっても証明されているといえよう。よって、審査員一同、一致して本論文に対し、博士（法学）の学位を授与することが適切であると結論するものである。

平成六年三月五日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　栗林忠男

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　田中俊郎

副査　慶應義塾大学名誉教授　中村　洸

特別記事

鐸木昌之君学位請求論文審査報告

周知のとおり、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の社会は極度の情報統制下に置かれている。そのために、われわれが客観性をもつ資料に接近することはほとんど不可能であり、そのことが研究上の大きな制約になってきた。また、朝鮮半島で二つの国家が激しく対立してきたために、政治体制に関する研究、とりわけ最近の北朝鮮の政治体制に関する研究はそれ自体が学術研究の枠を越えた政治性をもたざるをえず、そのことも大きな障害になってきた。これらの理由のために、北朝鮮の政治体制を取り扱った書籍の大部分は政治宣伝の書であったり、それについての解説書の域を出なかったのである。

鐸木昌之君が提出した学位請求論文『北朝鮮――社会主義と伝統の共鳴』は、北朝鮮当局が発行する主観的な資料を一つひとつ丹念に客観的に読み代えるという煩雑作業を通じて、北朝鮮の指導理念であるチュチェ（主体）思想を構造的に解明しただけでなく、「首領制」の概念を手掛かりにして、北朝鮮の政治体制の本質に接近した画期的な研究である。その努力は称賛に値する。なお、本論文は一九九二年一一月に刊行され、社会